

基発0319第5号
平成22年3月19日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働時間等設定改善指針の一部改正について

労働時間等の設定の改善の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第4条第1項に基づく労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「指針」という。）につきましては、本日、労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示（平成22年厚生労働省告示第89号。別紙1参照）が公示され、一部を除き、平成22年4月1日から適用することとされたところです（改正後の指針の全文については別紙2参照）。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりです。貴団体におかれましても、「労働時間等見直しガイドライン」という通称も活用していただきながら、貴団体会員に対する改正後の指針の周知につきまして御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨

今般の改正は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）（別紙3参照）において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る」ことが明記されたこと等を踏まえて改正するものである。

2 改正の主な内容

事業主が講ずべき事項として次の項目を追加するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行に伴う改正などを行う。

- (1) 労働時間等設定改善委員会等において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。
- (2) 取得率の目標設定を検討するとともに、計画的付与制度（※）の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮すること。

（※）「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。

- (3) 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討すること。

3 適用日

適用日は平成22年4月1日とする。ただし、改正法の施行に伴う改正箇所については、適用日を平成22年6月30日とする。

[illegible]

[illegible]

2 國 際 労働問題の設定の改善のための措置

(1) 事業主が講ずべき一般的な措置

八 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

をにたれに暇がしら
活由まらと休惑得め
生自。えこ給迷取た
たをる考る有にがに
し季あとす次困氣得
実時でるを年周困取
充得欠す計、は、勞
で取可發設は、は、のそ
康の不も活て。て、の
健を要に生いる。職者
が必保たおでつ、働
せ者が確しに、働
さ働得の視合に、この
復勞取間重場、に休
回ての時をぶめに給な
をし暇な事及にたに多
勞と休要仕にたに多
疲則給必が問の次忙に
の原有に者時保年多由
身、次等働長のら後を
心は年護勞が康が、等
がにる介、働健なとと
者めき・に勞がしこ
働たで兒特、得かるい
勞る定育。り取しから
送設、るよのかづい

泉源のなを業力企の
 争大のり
 やめあに
 力たでも
 活のそ
 のすも
 業揮る
 企発す
 は、に資
 得十にも
 と取を上
 等の力向
 暇館のを
 給の性佳
 有が産量
 や材、多
 年人て大
 する

上に於ては、主として、
 一、労働者の生活の向上を
 二、労働者の健康の増進を
 三、労働者の教育の進歩を
 四、労働者の福利の増進を
 五、労働者の地位の向上を
 六、労働者の権利の保障を
 七、労働者の責任の増進を
 八、労働者の能力の増進を
 九、労働者の精神の増進を
 十、労働者の身体の増進を
 十一、労働者の生活の増進を
 十二、労働者の健康の増進を
 十三、労働者の教育の増進を
 十四、労働者の福利の増進を
 十五、労働者の地位の増進を
 十六、労働者の権利の増進を
 十七、労働者の責任の増進を
 十八、労働者の能力の増進を
 十九、労働者の精神の増進を
 二十、労働者の身体の増進を

面必解は把休時間
當が理主に給務時
びとを業確有業働
及こ方事正及び
りうめ。を年及
取合進る量、討
段しのれ湧成、檢
や話事ら業作の
閑を仕え、の定
業安な考め裁段と
の目的とた画標と
事の理るる計目
仕率合ある得の
得てでを取率を
間取つ段進暇得
年のと手促休取
1てにな得給たの
でし方益取有け
間と及有の次向
使標使も暇年に
勞目勞に休別得
き、め給人取、善
はべりた有個全備
にすあう次、完
得成で合年しの
取選要し、掘暇制
面必解は把休時間
當が理主に給務時
びとを業確有業働
及こ方事正及び
りうめ。を年及
取合進る量、討
段しのれ湧成、檢
や話事ら業作の
閑を仕え、の定
業安な考め裁段と
の目的とた画標と
事の理るる計目
仕率合ある得の
得てでを取率を
間取つ段進暇得
年のと手促休取
1てにな得給たの
でし方益取有け
間と及有の次向
使標使も暇年に
勞目勞に休別得
き、め給人取、善
はべりた有個全備
にすあう次、完
得成で合年しの
取選要し、掘暇制

厚生労働省告示313号)による改正部分。(平成22年4月1日適用)

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業主等は、労働者の健康を維持し、労働者の生活の安定を図るため、労働者の労働時間、労働条件、労働環境等を改善し、労働者の労働意欲を向上させることとする。

事業主等は、労働者の健康を維持し、労働者の生活の安定を図るため、労働者の労働時間、労働条件、労働環境等を改善し、労働者の労働意欲を向上させることとする。

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業主等は、労働者の健康を維持し、労働者の生活の安定を図るため、労働者の労働時間、労働条件、労働環境等を改善し、労働者の労働意欲を向上させることとする。

事業主等は、労働者の健康を維持し、労働者の生活の安定を図るため、労働者の労働時間、労働条件、労働環境等を改善し、労働者の労働意欲を向上させることとする。

※ 赤下線部は今回の改正箇所。平成22年6月30日適用予定。
※ 黒下線部は労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示313号）による改正部分。（平成22年4月1日適用）

「労働時間等見直しガイドライン」

（労働時間等設定改善指針）

平成20年厚生労働省告示第108号

（注）本ガイドラインは、今回の改正を反映したものです（平成22年4月1日から適用）。なお、労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示89号）による2（2）ロの改正規定については平成22年6月30日から適用します。

目次

前文	1
1 労働時間等の設定の改善に関する基本的考え方	2
(1) 労働時間等の設定の改善を図る趣旨	2
(2) 労働時間の短縮の推進	3
(3) 多様な事情への配慮と自主的な取組の推進	3
(4) 経営者に求められる役割	3
(5) 他の法令、計画等との連携	3
2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置	4
(1) 事業主が講ずべき一般的な措置	4
イ 実施体制の整備	
(イ) 実態の把握	
(ロ) 労使間の話し合いの機会の整備	
(ハ) 個別の要望・苦情の処理	
(二) 業務の見直し等	
(ホ) 労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画	
ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定	
ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備	
ニ 所定外労働の削減	
ホ 労働時間の管理の適正化	
ヘ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用	
ト 国の支援の活用	
(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置	9
イ 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者	
ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者	
ハ 妊娠中及び出産後の女性労働者	
ニ 単身赴任者	
ホ 自発的な職業能力開発を図る労働者	
ヘ 地域活動等を行う労働者	
ト その他特に配慮を必要とする労働者	
(3) 事業主の団体が行うべき援助	11
(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項	12
別表	13

「労働時間等見直しガイドライン」 (労働時間等設定改善指針)

平成18年3月31日制 定

平成20年3月24日全部改正

平成21年5月29日一部改正

平成22年3月19日一部改正

我が国は、経済的地位においては世界有数の水準に達したが、その経済的地位にふさわしい豊かでゆとりある労働者生活の実現については、多くの課題を抱えてきた。

このような中で、労使の真しな取組により労働時間の短縮は着実に進み、近年は、過去に労働時間短縮の目標として掲げられてきた年間総実労働時間1,800時間にほぼ近い水準である、おおむね1,800時間台前半で推移している。

しかしながら、その内実を見ると、全労働者平均の労働時間が短縮した原因は、主に、労働時間が短い者の割合が増加した結果であり、いわゆる正社員等については2,000時間前後で推移しており、依然として労働時間は短縮していない。一方、労働時間が長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展している。また、年次有給休暇の取得率は低下傾向にある。さらに、長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高水準で推移している。そして、急速な少子高齢化、労働者の意識や抱える事情の多様化等が進んでいる。

このような情勢の中、今後とも労働時間の短縮が重要であることは言うまでもないが、全労働者を平均しての年間総実労働時間1,800時間という目標を用いることは時宜に合わなくなってきた。むしろ、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備していくことが必要となっている。

このような考え方は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進という観点から、平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動

指針」(平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。以下「行動指針」という。)においても盛り込まれているところである。

憲章においては、国民的な取組の大きな方向性を示すものとして、仕事と生活の調和の緊要性についての共通認識を整理した上で、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であり、具体的には、「①就労による経済的自立が可能な社会」、「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」及び「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指すべきであるとし、その実現に向けた関係者の役割を明示している。また、行動指針においては、事業主や労働者及び国民の効果的な取組並びに国や地方公共団体の施策の方針を示している。

さらに、憲章及び行動指針においては、事業主及びその団体(以下「事業主等」という。)並びに労働者の役割について、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を互いに話し合い、生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革をはじめとする働き方の改革に自主的に取り組み、民間主導による仕事と生活の調和に向けた気運を醸成することが重要であることを示しているところである。

これらの趣旨を踏まえ、この指針においては、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、事業主等が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めるものである。

1 労働時間等の設定の改善に関する基本的考え方

(1) 労働時間等の設定の改善を図る趣旨

労働時間等の設定の改善を含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものでもある。

したがって、労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項について労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへ改善することが重要である。このことは、労働者にとって好ましいのみならず企業活動の担い手である労働者が心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できるようにし、企業経営の効率化と活性化、国民経

済の健全な発展にも資するものであり、企業にとっては、「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえていく必要がある。

(2) 労働時間の短縮の推進

労働者が健康で充実した生活を送るための基盤の一つとして、生活時間の十分な確保が重要であり、事業主が労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働時間の短縮が欠かせない。このため、事業主は、今後とも、週40時間労働制の導入、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に努めることが重要である。

(3) 多様な事情への配慮と自主的な取組の推進

事業主が労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、個々の労使の話し合いが十分に行われる体制の整備が重要である。そして、労働者の健康と生活に係る多様な事情を踏まえつつ、個々の労使による自主的な取組を進めていくことが基本となる。

(4) 経営者に求められる役割

経営者においては、1 (1) の労働時間等の設定の改善を図る趣旨についての理解を深め、労使による自主的な取組を基本とした上で、自ら主導して職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組み、労働時間等の設定の改善に努めることが重要である。

その際には、例えば、経営者の姿勢を明確にするとともに、企業内の推進体制を確立するためにも、役員等が指揮し、労働時間等の設定の改善に取り組むことなどが考えられる。

(5) 他の法令、計画等との連携

この指針は、労働時間等の設定に係る他の法令、計画、指針等と矛盾するものではなく、それらを前提に、事業主等が留意すべき事項について定めるものである。したがって、事業主が労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、憲章及び行動指針を踏まえて取り組むとともに、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第7条第1項に規定する行動計画策定指針(平成21年国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)等を踏まえた少子化対策等にも取り組む必要がある。

なお、行動指針においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、

働く者、国民、国及び地方自治体の取組を推進するための社会全体の目標として別表のとおり定められているところである。しかし、特に年次有給休暇の取得率については、目標に比べて顕著な改善が見られない状況にある。事業主が労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、このような社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組む必要がある。

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

事業主等は、労働時間等の設定の改善を図るに当たり、1の基本的考え方を踏まえつつ、労働者と十分に話し合うとともに、経営者の主導の下、以下に掲げる措置その他の労働者の健康と生活に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 事業主が講ずべき一般的な措置

イ 実施体制の整備

(イ) 実態の把握

事業主が労働時間等の設定の改善を図るためには、まず、自己の雇用する労働者の労働時間等の実態について適正に把握していることが前提となる。したがって、事業主は、その雇用する労働者の始業・終業時刻、年次有給休暇の取得、時間当たりの業務負担の度合い等労働時間等の実態を適正に把握すること。

(ロ) 労使間の話し合いの機会の整備

労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態を踏まえ、企業内における労使の自主的な話し合いに基づいて行われるべきものである。また、それぞれの企業の実情に通じた労使自身の主体的な関与がなければ、適切な労働時間等の設定の改善はなしえない。したがって、労働時間等の設定の改善に関して、企業内において労使間の十分な話し合いが行われることが必要である。

こうした趣旨に基づき、法において企業内の労働時間等の設定の改善に係る実施体制の整備について事業主の努力義務が定められていることを踏まえ、事業主は、労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会を整備すること。

なお、一定の要件を満たすことを条件に、衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすことができるので、その活用を図ること。

また、このような労使間の話し合いの機会を設けるに当たっては、委員会等の構成員について、労働者の抱える多様な事情が反映されるよう、性別、年齢、家族構成等並びに育児・介護、自発的な職業能力開発等の経験及び知見に配慮することが望ましい。

(ハ) 個別の要望・苦情の処理

労働時間等の設定の改善を図るためには、事業主が、労働者各人からの労働時間等に係る個別の要望・苦情に誠意をもって耳を傾け、善後策を講じることが必要である。このため、事業主は、このような要望・苦情に応じるための担当者の配置や処理制度の導入を図ること。

(ニ) 業務の見直し等

労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、業務内容や業務体制の見直し、生産性の向上等により、より効率的に業務を処理できるようにすることが必要である。このため、事業主は、必要に応じて、業務計画の策定等による業務の見直しや要員確保等を図ること。

(ホ) 労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画

労働時間等の設定の改善をより確実にするには、計画的な取組が望ましい。このため、事業主は、具体的な措置の内容、導入・実施の予定等に係る計画を作成し、これに基づいて、労働時間等の設定の改善を推進すること。この場合、労働時間等の設定の改善に係る措置についての具体的な目標を、それぞれの事情を踏まえつつ、自主的に設定することが望ましい。なお、計画の策定に当たっては、労使間の話し合いの機会の重要性にかんがみ、労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会において労働者の意見を聴くなど、労働者の意向を踏まえたものとするようにすること。また、策定された計画については、随時、その効果を検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

業務の閑散期においても繁忙期と同様の労働時間等の設定を行うことは、事業主にとっても、労働者にとっても得るものが少ない。このため、時季や日に応じて業務量に変動がある事業場については、変形労働時間制、フレッ

クスタイム制を活用すること。特に、年間を通しての業務の繁閑が見通せる業務については、1年単位の変形労働時間制を活用して、労働時間の効率的な配分を行うこと。また、フレックスタイム制の活用にあたっては、労働者各人が抱える多様な事情を踏まえ、生活時間の確保にも十分な配慮をすること。

また、業務の進め方について労働者の創造性や主体性が必要な業務については、労働時間等の設定についても、労働者の裁量にゆだねることが業務の効率的な遂行につながり、労働者の生活時間の確保にも資する場合がある。このため、事業主は、そのような業務に携わる労働者については、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制の活用も検討すること。裁量労働制を活用する場合には、労働者が抱える多様な事情に配慮するとともに、自己の雇用する労働者の労働実態を適切に把握し、必要に応じて、年次有給休暇の取得奨励や労働者の健康に十分配慮した措置を講ずること。

さらに、いわゆる短時間正社員のような柔軟な働き方の活用を図ること。

ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、原則として労働者がその取得時季を自由に設定できる年次有給休暇の取得が必要不可欠である。また、育児・介護等に必要の時間の確保にも資すると考えられる。特に、労働者が仕事を重視した生活設計をすることにより、労働が長時間に及ぶ場合においては、年次有給休暇の取得が健康の保持のために重要である。

しかしながら、年次有給休暇については、周囲に迷惑がかかること、後で多忙になること、職場の雰囲気が取得しづらいこと等を理由に、多くの労働者がその取得にためらいを感じている。逆に、その取得にためらいを感じない労働者がその理由として掲げているのは、職場の雰囲気が取得しやすいこと等となっている。

年次有給休暇の取得は、企業の活力や競争力の源泉である人材がその能力を十分に発揮するための大きな要素であって、生産性の向上にも資するものであり、企業にとっても大きな意味を持つものである。さらに、その取得率が向上すれば、経済・雇用面への効果も期待できる。

このため、事業主は、年次有給休暇の完全取得を目指して、経営者の主導の下、取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識の改革を図ること。

また、計画的な年次有給休暇の取得は、年次有給休暇取得の確実性が高ま

り、労働者にとっては予定通りの活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営を可能にする等効用が高い。したがって、年次有給休暇の取得促進を図るためには、特に、計画的な年次有給休暇取得の一層の推進を図ることが重要である。計画的な年次有給休暇の取得には、労使間で1年間の仕事の繁閑や段取り及び当面達成すべき目標としての取得率の目安を話し合うことが必要であり、労使双方にとって合理的な仕事の進め方を理解し合うためにも有益な手段であると考えられる。事業主は、年次有給休暇の取得促進を図るため、業務量を正確に把握し、個人別年次有給休暇取得計画表の作成、年次有給休暇の完全取得に向けた取得率の目標設定の検討及び業務体制の整備、取得状況の把握を行うこと。その際、労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第6項に基づく年次有給休暇の計画的付与制度の活用を図ること。その際、連続した休暇の取得促進に配慮するとともに、当該制度の導入に向けた課題及び解決策について検討すること。

さらに、週休日と年次有給休暇とを組み合わせた2週間程度の連続した長期休暇の取得促進を図ること。その際、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討するとともに、取得時期については、休暇中の渋滞、混雑の緩和、労働者の経済的負担の軽減などの観点から分散化を図り、より寛げる休暇となるよう配慮すること。

これらに加え、年次有給休暇取得促進の観点から、労働基準法第39条第4項に基づく年次有給休暇の時間単位付与制度（以下「時間単位付与制度」という。）の活用や、半日単位での年次有給休暇の利用について、連続休暇取得及び1日単位の取得の阻害とならない範囲で、労働者の希望によるものであることを前提としつつ、検討すること。

二 所定外労働の削減

所定外労働は臨時、緊急の時にのみ行うものである。事業主は、その雇用する労働者の健康で充実した生活のため、労働時間に関する意識の改革、「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充等により、今後とも所定外労働の削減を図ること。特に、休日労働を避けること。また、所定外労働を行わせた場合には、代休の付与等により総実労働時間の短縮を図ること。労働者が私生活を重視した生活設計をし、所定外労働を望まない場合は、所定外労働の削減について一層の配慮をすること。

なお、労働時間を延長する場合であっても、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号）を遵守すること。また、同基準第3条ただし書に規定する特別条項付き協定を結ぶ場合は、同基準の例外が認められる特別の事情とは臨時的なものに限ることを、その協定において明確にするとともに、限度時間を超える時間外労働をできる限り短くし、その時間の労働に係る割増賃金率について、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

さらに、週60時間以上の長時間労働者の割合が高水準となっており、特に30代男性で高くなっている。長時間労働により、健康を損なう者が出るとともに、肉体的、精神的な疲労によって労働者の生産性にも影響を及ぼすおそれがあり、また、男性の家事・育児時間が長時間労働等により短くなっていることから、このような長時間労働が恒常的なものにならないようにする等その抑制を図ること。

ホ 労働時間の管理の適正化

近年、業務の困難度の高さとあいまって、時間的に過密な業務の運用により、労働者に疲労の蓄積や作業の誤りが生じ、健康障害や重大な事故につながる事が懸念されている。また、時間的に過密な業務の運用は、生産性の向上を阻害しかねない。このため、事業主は、時間的に過密とならない業務の運用を図ること。

ヘ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用

事業主は、多様な働き方の選択肢を拡大するワークシェアリングの導入に努めること。

また、在宅勤務やテレワークによる勤務は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、働く意欲を有する者が仕事と生活を両立させつつ、能力を発揮できるようにするためにも、その活用を図ること。

なお、在宅で勤務するテレワークについては、厚生労働省労働基準局長が定めた「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」に基づき、適切な就業環境の下での在宅勤務の実現を図ること。

ト 国の支援の活用

事業主が以上の取組を進めるに当たっては、事業主の労働時間等の設定の改善を促進するため国が行う支援制度を積極的に活用すること。

また、労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画については、同業他社と歩調をそろえてこのような計画を作成し、実施することが効果的と考えられる。このため、同一の業種に属する複数の事業主が共同して労働時間等設定改善実施計画を作成する場合には、法により国の支援が行われるので、そうした支援制度を積極的に活用すること。

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

労働者各人の健康と生活に配慮するには、その前提として、事業主が、2(1)イ(イ)に記した労働時間等の実態を把握することに加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)等を遵守しつつ、労働者各人について配慮すべき事情を、必要に応じて、把握することが望ましい。なお、このような労働者各人の事情を理由として、その労働者に対して不利益な取扱いをしないこと。

イ 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者

事業主は、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についても、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて、健康診断の結果を踏まえた医師等の意見又は面接指導の結果を踏まえた医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少その他の労働時間等に係る措置も適切に講じること。また、病気休暇から復帰する労働者については、短時間勤務から始め、徐々に通常の勤務時間に戻すこと等円滑な職場復帰を支援するような労働時間等の設定を行うこと。

そして、労働者の健康を守る予防策として、厚生労働大臣が定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を踏まえたメンタルヘルスケアの実施とあわせ、疲労を蓄積させない又は疲労を軽減させるような労働時間等の設定を行うこと。特に、所定外労働の削減に努めること。所定外労働が多い労働者については、代休やまとまった休暇の付与等を行い、疲労の回復を図らせること。恒常的に所定外労働が多い部署については、業務の見直しを行う他、配置転換を行う等により、労働者各人ごとの労働時間の削減を行うこと。

ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業主は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)等を遵守し、育児休業、介護休業、子

の看護休暇、介護休暇、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等により労働時間等の設定の改善を行うとともに、その内容を労働者に積極的に周知する等制度を利用しやすい環境の整備を図ること。

特に、男性の育児等への参加が進んでおらず、また、出産後の女性が就業継続を希望しながら離職を余儀なくされる場合が見られる現状を踏まえ、男女が共に職業生活と家庭生活の両立を実現できるよう、一層の配慮をすること。

その際には、行動計画策定指針七の1に掲げられた事項にも留意し、子どもの出生時における父親の休暇制度の整備や男性の育児休業の取得促進等男性が育児等に参加しやすい環境づくり、より利用しやすい育児休業制度の実施（法定の期間、回数等を上回る措置を実施すること、休業期間中の経済的援助を行うこと等）等にも努めること。

さらに、時間単位付与制度の活用も含めた年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等により、子の養育又は家族の介護に必要な時間の確保を図ること。

これらの子の養育又は家族の介護を行う労働者に配慮した労働時間等の設定の改善に当たっては、各企業において労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、その際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的である。

ハ 妊娠中及び出産後の女性労働者

事業主は、労働基準法を遵守し、産前産後の女性労働者に休業を取得させるとともに、妊娠中及び産後1年を経過しない女性が請求した場合においては、時間外労働、休日労働、深夜業等をさせないこと。

また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等を遵守し、その雇用する女性労働者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにするとともに、当該保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために勤務時間の短縮、休業等の措置を講じること。

ニ 単身赴任者

単身赴任者については、心身の健康保持、家族の絆の維持、子の健全な育成等のため、休日は家族の元に戻って、共に過ごすことが極めて重要である。このため、事業主は、休日の前日の終業時刻の繰り上げ及び休日の翌日の始業時刻の繰り下げ等を行うこと。また、休日前後の年次有給休暇について、時間単位付与制度の活用や労働者の希望を前提とした半日単位の付与を検討すること。さらに、家族の誕生日、記念日等家族にとって特別な日については、休暇を付与すること。

ホ 自発的な職業能力開発を図る労働者

企業による労働者の職業能力開発は今後とも重要であるが、サービス経済化、知識社会化が進むとともに、労働者の職業生活が長期化する中で、大学、大学院等への通学等労働者が主体的に行う職業能力開発を支援することの重要性も増してきている。このため、事業主は、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の特別な休暇の付与、始業・終業時刻の変更、勤務時間の短縮、時間外労働の制限等労働者が自発的な職業能力開発を図ることができるような労働時間等の設定を行うこと。

ヘ 地域活動等を行う労働者

事業主は、地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対して、その参加を可能とするよう、特別な休暇の付与、時間単位付与制度の活用、労働者の希望を前提とした年次有給休暇の半日単位の付与等について検討すること。

ト その他特に配慮を必要とする労働者

事業主は、労働者の意見を聞きつつ、その他特に配慮を必要とする労働者がいる場合、その者に係る労働時間等の設定に配慮すること。

(3) 事業主の団体が行うべき援助

同一業種、同一地域にある企業の間では、労働時間等の設定についてお互いに影響を及ぼし合うものと見込まれる。については、事業主による労働時間等の設定の改善を促進するためには、仕事と生活の調和の実現に向けた気運の醸成を図るとともに、業種ごと、地域ごとの取組を進めていくことが効果的である。このような取組を進めるに当たっては、業界及び地域の実情に通じた事業主の団体の関与が欠かせない。このため、事業主の団体は、傘下の事業主に対して、仕事と生活の調和に関する啓発資料の作

成・配布等を通じた気運の醸成や普及啓発を図るとともに、労働時間等の設定の改善に関する、専門家による指導・助言、情報の提供その他の援助を行うなど、労働者団体とも連携しつつ、民間主導の取組を積極的に行うこと。

なお、事業主の団体がこのような援助を行うに当たっては、一定の条件を満たす場合、事業主団体に対して国が行う支援制度を利用できるので、積極的に活用すること。

(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

- イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

別表 行動指針の数値目標

数値目標設定指標		現状	目標値	
			5年後（2012年）	10年後（2017年）
就業率	25～34歳男性	90.3%	93～94%	93～94%
	25～44歳女性	64.9%	67～70%	69～72%
	60～64歳男女計	52.6%	56～57%	60～61%
	65～69歳男女計	34.6%	37%	38～39%
時間当たり労働生産性の伸び率		1.6%（1996年～2005年度の10年間平均）	2.4%（5割増）（2011年度）	—
フリーターの数		187万人（平成15年にピークの217万人）	ピーク時の3／4に減少（182.8万人以下）	ピーク時の2／3に減少（144.7万人以下）
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合		41.5%	60%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用者の割合		10.8%	2割減	半減
年次有給休暇取得率		46.6%	60%	完全取得
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合		23.5%	50%	80%
テレワーカー比率		10.4%	20%（2010年まで）	—

短時間勤務を選択 できる事業所の割 合（短時間正社員 制度等）		（参考）8.6%以下	10%	25%
自己啓発 を行って いる労働 者の割合	正社員	46.2%	60%	70%
	非正社員	23.4%	40%	50%
第1子出産前後の 女性の継続就業率		38.0%	45%	55%
保育等 の子育 てサー ビスを 提供し ている 割合	保育サー ビス（3 歳未満児）	20.3%	29%	38%
	放課後児 童クラブ （小学1 年～3年）	19.0%	40%	60%
男女の育 児休業取 得率	女性	72.3%	80%	80%
	男性	0.50%	5%	10%
6歳未満の子ども をもつ男性の育 児・家事関連時間 （1日あたり）		60分	1時間45分	2時間30分

備考1 別表に掲げる数値目標の趣旨は、次のとおりとされている。

「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される水準（①個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、②施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定して推計した水準等）を設定することを基本とし、また、その実現に向けての中間的な目標値として5年後の数値目標を設定する。」（行動指針（抄））

備考2 別表に掲げる指標（現状値）の算定方法等は、次のとおりとされている。

○ フリーターの数

16歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計（総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成18年平均））

○ 労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている割合

企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合（厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」）

（注）労働時間等設定改善委員会での話合い以外にも、例えば、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇談会の開催等が含まれる。

○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合

非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合（総務省「労働力調査」（平成18年））

○ 年次有給休暇取得率

企業規模30人以上の企業における、全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）（厚生労働省「就労条件総合調査」（平成19年））

（注）10年後の目標値としての「完全取得」とは、労働者が自ら希望する留保分を考

慮したものである。

○ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合

10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合（厚生労働省「労働者健康状況調査」（平成14年））

② 「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「相談（カウンセリング）の実施」、「定期健康診断における問診」、「職場環境の改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」、「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。

○ テレワーカー比率

就業者人口（総務省「就業構造基本調査」（平成14年）の有業者総数）に占めるテレワーカー②の割合（国土交通省「テレワーク実態調査」（平成17年度））

② テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義

以下のA. B. C. D. の4つの条件をすべて満たす人

- A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
- B. 仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
- C. ITを利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
- D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である

○ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、①フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、②正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。

「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては、短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え、そのような働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。

（参考）

人事院「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば、100人以上の企業における育児・介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企

業数割合は8.6%以下 → 自己啓発 (1.9%)、地域活動 (1.6%)、高齢者の退職準備 (1.7%)、その他の事由 (2.3%) (以上複数回答)、事由を問わず認める (1.1%)

○ 自己啓発を行っている労働者の割合

従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合 (厚生労働省「職業能力開発基本調査」(平成18年度))

(世) 職業能力開発基本調査における用語の定義

正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

非正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう (「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など)。

自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動 (職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ、健康増進等のためのものは含まない)。

○ 第1子出産前後の女性の継続就業率

2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合 (国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(平成17年))

○ 保育等の子育てサービスを提供している割合—保育サービス (3歳未満児) —
保育所利用児童数 / 3歳未満人口 (厚生労働省「福祉行政報告例」(平成19年4月)、総務省「人口推計年報」(平成18年))

保育等の子育てサービスを提供している割合—放課後児童クラブ (小学1年～小学3年) —

放課後児童クラブ登録児童数 / 小学校1～3年生の就学児童数 (文部科学省「学校基本調査」(平成19年)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査 (平成19年))

(世) 保育等の子育てサービスを提供している割合は、他の目標の進捗状況によって目標の達成が左右される。

○ 男女の育児休業取得率

5人以上規模事業所における2004年4月1日から2005年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者 (2005年10月1日までに

育児休業を開始した者)の割合(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度))

- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間
6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間(総務省「社会生活基本調査」(平成18年))

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日閣議決定)(抄)

Ⅱ. 具体的な対策

6. 「国民潜在力」の発揮

(3) 「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

＜具体的な措置＞

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- ・「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

- ・休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進(再掲)

- ・ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。